

「(仮称) 東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」などに対するパブリックコメントの結果について

平成24年12月15日から平成25年1月15日までの期間、「(仮称) 東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」などに対するパブリックコメントの募集を行い、1名の方から意見をいただきました。その概要と市の見解をお知らせします。

市民のご意見・ご提案の概要	市の見解
<p>地域密着型介護老人福祉施設の居室定員の(素案)第12条の規定に賛成する。</p>	<p>介護老人福祉施設は、個別ケアが原則ですが、低所得者でも利用しやすいなど利用者の多様なニーズに対応するために、規定をいたしました。</p>
<p>小規模多機能型、認知症対応型共同生活介護等の事業所など、宿泊を想定したサービスには、要介護者利用に適した便所と洗面設備の設置の規定を設けてほしい。</p>	<p>今後質の高いサービス提供を行うためには、ご提案のとおり洗面設備、便所等については、本条例が施行以降に創設される事業所に対しては規定を設け、適用することにいたします。</p>
<p>運営規程だけではなく、災害への備えや発生時の対応を従業者、利用者等に周知するために、非常災害に対する具体的計画の掲示を義務づけしてほしい。</p>	<p>現在市では、地域防災計画等の改訂作業を行っております。担当課としては、関係部署等と調整を図りながら、各事業所に対し運営推進会議等を通じて、非常災害に対する具体的計画の策定及び周知について助言することを考えております。計画の内容、実行力が最も重要だと考えておりますが、具体的に本条例で掲示の義務化をすることまでは考えておりません。</p>
<p>記録の整備に関して、不当利得返還請求権等の時効の関係から、諸記録等の保存は5年間としてほしい。</p>	<p>市内の各事業所からヒアリング等を行った結果、請求に関する書類等については利用者の利益になるため、当該書類等については5年間保存することを条例に規定いたします。</p>

<p>(素案) 第3条第3項の規定には、賛成するとともに、法人等の役員等が暴力団員等ではないことを規定してほしい。</p>	<p>サービス提供者事業者が継続的に事業を行うためには、最低でも法人格が必要だと考え、当該規定を設けました。</p> <p>昨年度暴力団の排除に関して、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割や暴力団の排除に関する基本的施策等を定めた暴力団排除条例が施行されました。したがって、本条例では改めて規定する必要性はないと考えております。</p> <p>なお、法人等の役員等が暴力団員等ではないことなど具体的な暴力団排除の方法については、今後検討してまいります。</p>
<p>地域密着型サービスの利用者は、市内の住所を有してから3か月以降経過しないと利用できない等の規制をしてほしい。</p>	<p>地域密着型サービスの利用をご希望される方は、虐待、市内の住所を有する家族等から継続的な支援が必要な方などさまざまな事情がございます。</p> <p>本条例で、形式的に一律に利用者を制限することは、介護保険制度の理念に反する場合があります。</p> <p>市では、地域密着型制度の趣旨について、今後とも各事業者に対して周知していきますので、条例で規制することは考えておりません。</p>
<p>市民の権利や市内事業所の権利を制約する場合には、必ず議会の審理を経る条例にすべきだ。</p>	<p>条例を制定するにあたり、国は「①従うべき基準 ②標準 ③参酌すべき基準」を示しております。市では、条例のわかりやすさを考え、参酌すべき基準で国の基準と異なる場合は、条文化し、それ以外については、省令を参照する形式にいたしました。</p> <p>ご意見のとおり市民の権利を制約する場合及び地域密着型サービスの事業の人員等の内容について、法令では条例事項となっておりますので、市長の判断のみで改廃等ができる規則委任は行っておりません。</p>